

学長選考・解任規程検討表

| 大 学 案 | 修 正 案 | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学定款（以下「定款」という。）第10条第3項から第5項まで及び定款第12条第1項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の組織、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の理事長である宮城大学（以下「大学」という。）の学長（以下「学長」という。）の選考、任期及び解任手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学長選考会議の設置及び審議事項)</p> <p>第2条 定款第10条第3項の規定に基づく学長選考会議を設置し、学長の選考を行うほか、次に掲げる事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長の選考に関する規程の制定又は改廃に関する事項 (2) 学長の解任に関する規程の制定又は改廃に関する事項 (3) 学長の解任についての宮城県知事への申し出に関する事項 (4) 学長の任期に関する事項 (5) その他学長選考会議に関し必要な事項 <p>(学長選考会議の組織)</p> <p>第3条 学長選考会議の委員（以下「委員」という。）は、定款第10条第4項及び第5項の規定に基づき、次に掲げる委員をもって構成する。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学定款（以下「定款」という。）第10条第3項、第12条第1項及び第13条第4項の規定に基づき、 <u>公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の理事長である宮城大学（以下「大学」という。）の学長（以下「学長」という。）の選考及び解任の</u>手続並びに任期に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">削除</p> | <p>学長選考会議に関する条項を削除することに伴うもの。</p> <p>解任に係る根拠を規定。 ・文言整理</p> <p>学長選考会議運営規程に規定する。 学長選考会議の設置は、定款第10条第3項に規定。</p> |

| 大 学 案 | 修 正 案 | 備 考 |
|---|--|--------------------------------------|
| <p>(1) 公立大学法人宮城大学経営審議会規程第3条第8号の規定に基づき経営審議会において選出された者 3人</p> <p>(2) 公立大学法人宮城大学教育研究審議会規程第3条第10号の規定に基づき教育研究審議会において選出された者 3人</p> <p>2 前項第1号の者には、公立大学法人宮城大学の役員又は職員以外の者2人以上が含まなければならない。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 前条の委員の任期は、それぞれ経営審議会委員又は教育研究審議会委員としての任期と同一とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(学長選考の理由及び時期)</p> <p>第5条 学長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>(1) 学長の任期が満了するとき。</p> <p>(2) 学長が辞任を申し出たとき。</p> <p>(3) 学長が欠員となったとき。</p> <p>(4) 学長が解任されたとき。</p> <p>2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては、任期が満了する日の3か月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合にあっては、速やかに行わなければならない。</p> <p>(学長候補者の資格)</p> <p>第6条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学に</p> | <p>削除</p> <p>(学長選考の事由及び時期)</p> <p>第2条 学長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>(1) 学長の任期が満了するとき。</p> <p>(2) 学長が辞任を申し出たとき。</p> <p>(3) 学長が欠員となったとき。</p> <p>(4) 学長が解任されたとき。</p> <p>2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては、任期が満了する日の3か月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合にあっては、速やかに行わなければならない。</p> <p>(学長候補者の資格)</p> <p>第3条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学に</p> | <p>学長選考会議運営規程に規定する。</p> <p>・文言整理</p> |

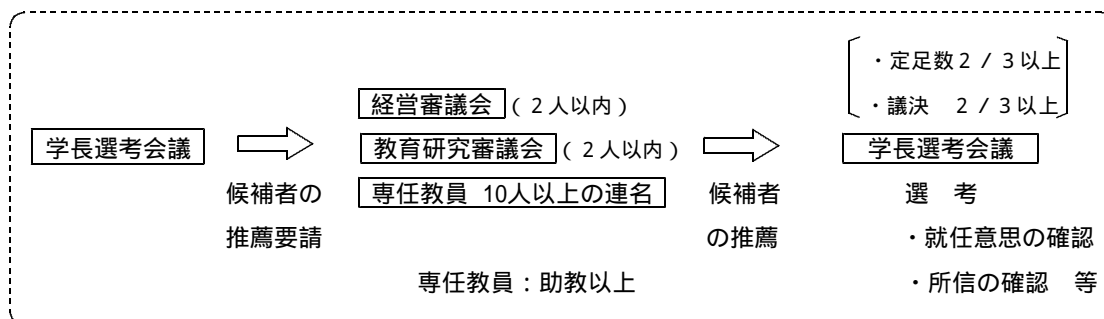
| 大 学 案 | 修 正 案 | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>おける教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならぬ。</p> <p>(学長候補者の推薦)</p> <p>第7条 第5条第2項の規定により学長候補者の選考が開始されたときには、学長選考会議は、経営審議会及び教育研究審議会に対して学長候補者の推薦を求めものとする。</p> <p>2 前項の推薦の求めに基づき、経営審議会及び教育研究審議会は、各2人以内の学長候補者を順位を付さず学長選考会議に対して書面にて推薦するものとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、学長選考会議は、大学の助教以上の専任教員 10人以上の連名により書面で推薦された者を、前項の学長候補者に加えて、学長候補者とすることができる。この場合、推薦を行う者は、学長候補者1人に限り推薦を行うことができるとし、自らを学長候補者として推薦できないものとする。</p> <p>(選考方法)</p> <p>第8条 学長選考会議は、前条の学長候補者に対して学長就任の意思、学長に就任した場合の所信その他必要な事項の確認を行い、学長の選考を行うものとする。</p> | <p>おける教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならぬ。</p> <p>(学長候補者の推薦)</p> <p>第4条 第2条第2項の規定により学長____の選考が開始されたときには、学長選考会議は、経営審議会及び教育研究審議会に対して学長候補者の推薦を求めものとする。</p> <p>2 前項の推薦の求めに基づき、経営審議会及び教育研究審議会は、各2人以内の学長候補者を順位を付さず学長選考会議に対して書面にて推薦するものとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、学長選考会議は、大学の助教以上の専任教員及び課長以上の職員10人以上の連名により書面で推薦された者を、前項の学長候補者に加えて、学長候補者とすることができる。この場合、推薦を行う者は、学長候補者1人に限り推薦____できるものとし、自らを学長候補者として推薦できないものとする。</p> <p>(選考方法)</p> <p>第5条 学長選考会議は、前条の学長候補者に対して学長就任の意思、学長に就任した場合の所信その他必要な事項の確認を行い、学長の選考を行うものとする。</p> | <p>・条ずれ，文言整理</p> <p>・文言整理 学長の選考 = 理事長の選考であるので、事務職員の意向も反映させることができる仕組みとする必要がある。(現行制度でも事務局長は学長候補者の推薦資格者となっている。)</p> |

| 大 学 案 | 修 正 案 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>(選考結果の報告)</p> <p>第9条 学長選考会議は、選考の結果が得られたときは、速やかにその結果を理事長に報告するものとする。</p> <p>2 理事長は、これを知事に申し出るものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第10条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は2年とし、再任の回数は2回を限度とする。</p> <p>(解任の審議)</p> <p>第11条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には学長の解任について審議を行わなければならない。</p> <p>(1) 学長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 学長に職務上の義務違反があるとき。</p> <p>(3) 学長の職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき。</p> <p>2 学長選考会議は、経営審議会若しくは教育研究審議会から、又は連名により助教以上の全専任教員の2分の1以上の者から、学長を解任すべき事由を付した解任請求書が提出されたときは、これについて審議しなければならない。</p> | <p>(選考結果の報告)</p> <p>第6条 学長選考会議は、<u>学長の選考を決したときは、速やかに理事長に報告するものとする。</u></p> <p>2 理事長は、これを知事に申し出るものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、<u>引き続き6年を超えて在任することはできない。</u></p> <p>(解任の審議)</p> <p>第8条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には学長の解任について審議を行わなければならない。</p> <p>(1) 学長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 学長に職務上の義務違反があるとき。</p> <p>(3) 学長の職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき。</p> <p>2 学長選考会議は、経営審議会若しくは教育研究審議会から、又はその連名により常勤の教職員の2分の1以上の者から、学長が前項各号に該当する旨を付した解任請求書が提出されたときは、これについて審議しなければならない。</p> | <p>・文言整理 (解任の申出と表現を揃える。大 学案第13条 修正案第10条)</p> <p>学長の任期は、引き続き6年までとすべき。</p> <p>学長の解任は、学長選考会議の申出によってのみ可能であることから、解任請求に常勤の全教職員が参画することができる仕組みとする必要がある。 解任請求ができるのは、第1項各号に該当する場合であることを明記する。</p> |

| 大 学 案 | 修 正 案 | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>(弁明の機会の付与) 第12条 学長選考会議は、前条の審議にあたり、学長に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(解任の申し出) 第13条 学長選考会議は、学長の解任を決したときは、理事長に報告するとともに、知事に申し出なければならない。</p> <p>(規程の改廃) 第14条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経て、理事会が行う。</p> <p>附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> | <p>(弁明の機会の付与) 第9条 学長選考会議は、前条の審議に当たり、学長に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(解任の申出) 第10条 学長選考会議は、学長の解任を決したときは、速やかに理事長に報告するとともに、知事に申し出なければならない。</p> <p>(規程の改廃) 第11条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経なければならない。</p> <p>附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> | <p>・文言整理</p> <p>・文言整理 (選任結果の報告と表現を揃える。大学案第9条第1項、修正案第6条第1項)</p> <p>規定の改廃を理事会の権限とすることは、理事会の権限として別途、定めれば足りる。(この規定に盛り込むと、法人の全ての規程に、いずれの機関で改廃を行うかを規定しなければならなくなる。)</p> |

(参考)

学長選考手続 (大学案)



学長解任手続 (大学案)

